

令02原機（大安）097
令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更

この保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

(1) 1 F 燃料デブリの分析等に係る変更

- ① 第72条として、福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリ（以下「1 F 燃料デブリ」という。）を受け入れる際の年間予定使用量の管理に係る事項を追加する。それに伴い、「別表第39 年間予定使用量（第72条）」の照射燃料試験施設及び照射燃料集合体試験施設における記載を変更するとともに、「別表第39. 1 年間予定使用量（第72条）」として、1 F 燃料デブリに関する年間予定使用量の表を追加する。
- ② 第74条の2として、1 F 燃料デブリの加熱に係る安全対策を追加する。

(2) 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検作業終了に伴う変更

- ① 照射燃料集合体試験施設において、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検作業終了に伴い、関連する記載の削除を行う（第74条の3、別表第40及び別表第44）。

(3) 個人線量計の区分の明確化

- ① 個人線量計のうち、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計と区分する（第39条、別表第14）。
- ② 個人線量計のうち、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計と区分する（第39条、別表第14）。

(4) 記載の適正化に係る変更

- ① 表記の見直しを行う。
- ② 第1編別表第5について、文書名の変更及び文書番号の追加を行う。

2. 変更の理由

- (1) 照射燃料試験施設及び照射燃料集合体試験施設において、1 F 燃料デブリの分析等を行うため。
- (2) 照射燃料集合体試験施設において、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検作業が終了したため。
- (3) 個人線量計の区分を明確化するため。
- (4) 記載の適正化のため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則 第1条～第30条（省略）</p> <p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第31条～第38条（省略）</p> <p>（管理区域の出入り管理） 第39条 管理区域管理者は、前条第1項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき使用施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者につけ、その者の指示に従わせる。</p> <p>3 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を別表第14（1）及び（2）に従い着用すること。</p> <p>(3) 定められた保護具を着用すること。</p> <p>(4) 第一種管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第1課長に通知すること。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた<u>個人線量計</u>に異常が確認された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理上必要な措置を講じるとともに、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第3項第4号の通知を受けた場合は、その者に汚染を除去するために必要な措置を講じさせるとともに、その結果を当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>8 放射線管理第1課長は、前項で講じた身体汚染の除去の際、内部被ばくのおそれがあると判断した場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>第40条～第45条（省略）</p> <p>（線量率等の測定） 第46条 放射線管理第1課長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第16に定めるところにより測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、空気中の放射性物質濃度の測定を省略することができる。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>第1編 総則 第1条～第30条（変更なし）</p> <p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第31条～第38条（変更なし）</p> <p>（管理区域の出入り管理） 第39条 管理区域管理者は、前条第1項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき使用施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者につけ、その者の指示に従わせる。</p> <p>3 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計（<u>放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計</u>）を別表第14（1）及び（2）に従い着用すること。</p> <p>(3) 定められた保護具を着用すること。</p> <p>(4) 第一種管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第1課長に通知すること。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた<u>補助線量計</u>に異常が確認された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理上必要な措置を講じるとともに、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第3項第4号の通知を受けた場合は、その者に汚染を除去するために必要な措置を講じさせるとともに、その結果を当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>8 放射線管理第1課長は、前項で講じた身体汚染の除去の際、内部被ばくのおそれがあると判断した場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>第40条～第45条（変更なし）</p> <p>（線量当量率等の測定） 第46条 放射線管理第1課長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、別表第16に定めるところにより測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、空気中の放射性物質濃度の測定を省略することができる。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p>	<p>備考</p> <p>個人線量計の区分の明確化</p> <p>個人線量計の区分の明確化</p> <p>用語の見直し 用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>第47条～第48条（省略）</p> <p>第2節 線量の評価 （線量の評価）</p> <p>第49条 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者に係る線量について、別表第14及び別表第14の2に従って評価する。</p> <p>第49条の2～第50条（省略）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬 （周辺監視区域内運搬）</p> <p>第51条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は、運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について、放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第27に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物、車両等に係る線量率が、別表第28に定める値を超えないこと。</p> <p>4 内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通を遮断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第21条に準じて直ちに通報する。</p> <p>（周辺監視区域外運搬）</p> <p>第52条 周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬する課長及び周辺監視区域外から搬入する課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第59条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、当該部長及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受ける。</p> <p>2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」と</p>	<p>第47条～第48条（変更なし）</p> <p>第2節 線量の評価 （線量の評価）</p> <p>第49条 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者に係る線量について、別表第14及び別表第14. 2に従って評価する。</p> <p>第49条の2～第50条（変更なし）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬 （周辺監視区域内運搬）</p> <p>第51条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は、運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について、放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第27に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物、車両等に係る線量当量率が、別表第28に定める値を超えないこと。</p> <p>4 内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通を遮断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第21条に準じて直ちに通報する。</p> <p>（周辺監視区域外運搬）</p> <p>第52条 周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬する課長及び周辺監視区域外から搬入する課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第59条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、当該部長及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受ける。</p> <p>2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」と</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p> <p>用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>いう。)を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第1課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量率について、それぞれ別表第27及び別表第29に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 (固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第53条 作業担当課長は、固体廃棄物を封入し廃棄する場合は、別表第30に掲げるところに従い、線量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。ただし、WDFにあっては、大型機械等を固体廃棄物としてセル又はホールに受け入れ、前処理を実施することができる。</p> <p>5 作業担当課長は、第1項から第4項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い記録する。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項の記録を別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い保存する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第1項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>8 管理区域管理者（高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、第1項に基づきAGF、MMF、MMF-2及びFMFから固体廃棄物をWDFで前処理するために環境技術課長に引き渡す場合は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含んだ物を引き渡してはならない。</p> <p>第53条の2 （省略）</p> <p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、MMF及びFMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条～第60条 （省略）</p> <p>(保管廃棄物の管理)</p> <p>第61条 燃料試験課長は、汚染された水銀を保管廃棄する場合は、別表第35に掲げる分類に従って密封容器に封入し、保管容器内に収納し、保管廃棄場所であるAGFキャスク保管室にて保管廃棄する。保管廃棄場所は、別図第3に定めるとおりとする。</p> <p>2 燃料試験課長は、汚染された水銀の数量、線量率、その他必要な事項を記録保存する。ま</p>	<p>いう。)を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第1課長に輸送物の線量当量率及び表面密度の測定を依頼する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量当量率について、それぞれ別表第27及び別表第29に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 (固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第53条 作業担当課長は、固体廃棄物を封入し廃棄する場合は、別表第30に掲げるところに従い、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。ただし、WDFにあっては、大型機械等を固体廃棄物としてセル又はホールに受け入れ、前処理を実施することができる。</p> <p>5 作業担当課長は、第1項から第4項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い記録する。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項の記録を別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い保存する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第1項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>8 管理区域管理者（高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、第1項に基づきAGF、MMF、MMF-2及びFMFから固体廃棄物をWDFで前処理するために環境技術課長に引き渡す場合は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含んだ物を引き渡してはならない。</p> <p>第53条の2 （変更なし）</p> <p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、MMF及びFMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条～第60条 （変更なし）</p> <p>(保管廃棄物の管理)</p> <p>第61条 燃料試験課長は、汚染された水銀を保管廃棄する場合は、別表第35に掲げる分類に従って密封容器に封入し、保管容器内に収納し、保管廃棄場所であるAGFキャスク保管室にて保管廃棄する。保管廃棄場所は、別図第3に定めるとおりとする。</p> <p>2 燃料試験課長は、汚染された水銀の数量、線量当量率、その他必要な事項を記録保存する。ま</p>	<p>備考</p> <p>用語の見直し 用語の見直し</p> <p>用語の見直し 用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>た、保管廃棄場所には、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示し、当該容器には、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</p> <p>第 6 2 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">（放射性廃棄物の引渡しにあたっての措置）</p> <p>第 6 3 条 環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された固体廃棄物及び第 5 4 条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第 3 0 及び別表第 3 1 に掲げる線量率又は放射性物質含有量の基準又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあつては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、線量率等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 環境技術課長、高速炉第 1 課長及び燃料試験課長は、第 5 6 条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第 3 1 に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、MMF、MMF-2、FMF、WDF 及び I R A F においては専用の廃液運搬車、A G F においては専用の廃液運搬車又は廃液輸送管、J W T F においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第 3 1 に掲げる液体廃棄物 A の濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 環境技術課長、高速炉第 1 課長及び燃料試験課長は、固体廃棄物及び液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>第 6 4 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 編 施設管理 第 1 章 施設の運転管理</p> <p>第 6 5 条～第 6 6 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 施設の運転管理 （セル等の操作管理）</p> <p>第 6 7 条 施設管理者は、セル、アイソレーションボックス、ホール及びグローブボックス等（以下「セル等」という。）において、核燃料物質等を取扱うときは、以下の事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) セルの内部の線量率が 1 m S v / h に達したとき、セルの遮へい扉のインターロックが作動するように設定する。ただし、除染、点検等特に必要なときは、放射線防護の措置を</p>	<p>また、保管廃棄場所には、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示し、当該容器には、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</p> <p>第 6 2 条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（放射性廃棄物の引渡しにあたっての措置）</p> <p>第 6 3 条 環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された固体廃棄物及び第 5 4 条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第 3 0 及び別表第 3 1 に掲げる線量当量率又は放射性物質含有量の基準又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあつては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、線量当量率等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 環境技術課長、高速炉第 1 課長及び燃料試験課長は、第 5 6 条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第 3 1 に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、MMF、MMF-2、FMF、WDF 及び I R A F においては専用の廃液運搬車、A G F においては専用の廃液運搬車又は廃液輸送管、J W T F においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第 3 1 に掲げる液体廃棄物 A の濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 環境技術課長、高速炉第 1 課長及び燃料試験課長は、固体廃棄物及び液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>第 6 4 条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 4 編 施設管理 第 1 章 施設の運転管理</p> <p>第 6 5 条～第 6 6 条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 施設の運転管理 （セル等の操作管理）</p> <p>第 6 7 条 施設管理者は、セル、アイソレーションボックス、ホール及びグローブボックス等（以下「セル等」という。）において、核燃料物質等を取扱うときは、以下の事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) セルの内部の線量当量率が 1 m S v / h に達したとき、セルの遮へい扉のインターロックが作動するように設定する。ただし、除染、点検等特に必要なときは、放射線防護の措</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p> <p>用語の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>施したうえ、<u>線量率</u>が10mSv/hに達するまで作動しないよう設定することができる。</p> <p>(2) 別表第36第2欄「負圧設定値」に従い、セル等の内部を負圧状態に維持する。ただし、セル等が次の一に該当し、汚染拡大の防止に必要な措置を講じ、放射線管理第1課長の承認が得られたときはこの限りでない。</p> <p>イ 固体廃棄物の搬出又は核燃料物質若しくは物品の搬出入</p> <p>ロ 内部の除染又は内装設備等の保守</p> <p>ハ 計画的な停電作業及び第78条の5に定める保全活動</p> <p>ニ 第80条に定める修理及び改造</p> <p>2 施設管理者は、セル等の負圧状態が正常であることを確認したのちに、放射線業務従事者にセル等の操作を開始させる。</p> <p>3 施設管理者は、空気雰囲気セル等の内部において、原則的にナトリウム、特殊引火物及び水素ガスを使用してはならない。ただし、AGFの焼結炉の使用に際し、炉体内部を真空にしたのちに5%水素-9.5%アルゴン混合ガスを使用する際はこの限りでない。その他の場合は、火災・爆発に係る安全性について事前評価を行い、窒素ガス置換あるいは持込量制限等の安全対策を講じたうえで使用する。</p> <p>4 セル等において火災が発生した場合は、放射線業務従事者は、別表第37に定める消火設備等により消火を行うとともに、施設管理者は必要と判断するときは、セル等の給気の停止措置を講じる。</p> <p>5 施設管理者は、放射線業務従事者がセル等の操作が終了したときは、セル等の負圧状態が正常であることを確認する。</p> <p>第68条～第71条（省略）</p> <p>（核燃料物質の管理）</p> <p>第72条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち最大存在量を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に取り扱う核燃料物質量の和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち延べ取扱量を超えないこと。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに施設管理統括者に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた施設管理統括者は、速やかに所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>第73条～第74条（省略）</p> <p><u>第74条の2 削除</u></p>	<p>置を施したうえ、<u>線量当量率</u>が10mSv/hに達するまで作動しないよう設定することができる。</p> <p>(2) 別表第36第2欄「負圧設定値」に従い、セル等の内部を負圧状態に維持する。ただし、セル等が次の一に該当し、汚染拡大の防止に必要な措置を講じ、放射線管理第1課長の承認が得られたときはこの限りでない。</p> <p>イ 固体廃棄物の搬出又は核燃料物質若しくは物品の搬出入</p> <p>ロ 内部の除染又は内装設備等の保守</p> <p>ハ 計画的な停電作業及び第78条の5に定める保全活動</p> <p>ニ 第80条に定める修理及び改造</p> <p>2 施設管理者は、セル等の負圧状態が正常であることを確認したのちに、放射線業務従事者にセル等の操作を開始させる。</p> <p>3 施設管理者は、空気雰囲気セル等の内部において、原則的にナトリウム、特殊引火物及び水素ガスを使用してはならない。ただし、AGFの焼結炉の使用に際し、炉体内部を真空にしたのちに5%水素-9.5%アルゴン混合ガスを使用する際はこの限りでない。その他の場合は、火災・爆発に係る安全性について事前評価を行い、窒素ガス置換あるいは持込量制限等の安全対策を講じたうえで使用する。</p> <p>4 セル等において火災が発生した場合は、放射線業務従事者は、別表第37に定める消火設備等により消火を行うとともに、施設管理者は必要と判断するときは、セル等の給気の停止措置を講じる。</p> <p>5 施設管理者は、放射線業務従事者がセル等の操作が終了したときは、セル等の負圧状態が正常であることを確認する。</p> <p>第68条～第71条（変更なし）</p> <p>（核燃料物質の管理）</p> <p>第72条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち最大存在量を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に取り扱う核燃料物質量の和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち延べ取扱量を超えないこと。</p> <p><u>(3) AGF及びFMFにおいて福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリ（以下「1F燃料デブリ」という。）を受け入れる場合は、別表第39.1に定める1F燃料デブリの年間予定使用量を超えないこと。</u></p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに施設管理統括者に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた施設管理統括者は、速やかに所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>第73条～第74条（変更なし）</p> <p><u>（1F燃料デブリの加熱に伴う安全対策）</u></p> <p><u>第74条の2 燃料試験課長は、1F燃料デブリの試料調製及び分析済試料の蒸発乾固処理において溶液を加熱するため、加熱作業においては人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。</u></p>	<p>用語の見直し</p> <p>1F燃料デブリの取扱いによる年間予定使用量に関する事項の追加</p> <p>1F燃料デブリの取扱いによる安全対策の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>（燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検及び酸化処理に伴う安全対策）</p> <p>第74条の3 燃料試験課長は、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器（以下この条において「貯蔵容器」という。）内の試料（以下この条において「試料」という。）の酸化処理が完了するまでは、試料が第3条の3の「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を満たしていないため、施設内の試料の移動作業、試料のバッグイン及びバッグアウト作業並びに試料の酸化処理におけるグローブボックス作業において、作業員に全面マスクを着用させて内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>2 燃料試験課長は、試料を収納した金属容器のバッグアウト時には金属容器表面及びバッグ表面の汚染検査を行うとともに、金属容器を金属製の気密容器に収納した上で移動する。</p> <p>3 集合体試験課長は、貯蔵容器をセルから搬出する際は、貯蔵容器表面の汚染検査を行い汚染が無いことを確認する。</p> <p>4 燃料試験課長は、酸化処理における加熱時は、消火剤を設置する等の火災対策を行うとともに、常時監視を実施して安全を確保する。</p> <p>5 集合体試験課長及び燃料試験課長は、貯蔵容器の開封点検又は酸化処理に係る作業を行う場合、別表第44で必要とされる十分な力量を有する者を作業に充てる。</p> <p>第75条～第82条 （省略）</p> <p>別表第1～別表第4 （省略）</p> <p>別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第9条）</p>	<p>（燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理に伴う安全対策）</p> <p>第74条の3 燃料試験課長は、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン試料（以下この条において「試料」という。）の酸化処理が完了するまでは、試料が第3条の3の「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を満たしていないため、施設内の試料の移動作業、試料のバッグイン及びバッグアウト作業並びに試料の酸化処理におけるグローブボックス作業において、作業員に全面マスクを着用させて内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>2 燃料試験課長は、試料を収納した金属容器のバッグアウト時には金属容器表面及びバッグ表面の汚染検査を行うとともに、金属容器を金属製の気密容器に収納した上で移動する。</p> <p>3 燃料試験課長は、酸化処理における加熱時は、消火剤を設置する等の火災対策を行うとともに、常時監視を実施して安全を確保する。</p> <p>4 燃料試験課長は、試料の酸化処理に係る作業を行う場合、別表第44で必要とされる十分な力量を有する者を作業に充てる。</p> <p>第75条～第82条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第4 （変更なし）</p> <p>別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第9条）</p>	<p>燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う記載の削除</p> <p>燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う記載の見直し</p> <p>燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う記載の削除</p> <p>項番号の見直し(以下、同じ。)</p> <p>燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う記載の見直し</p> <p>附則の追加</p>
<p>別紙のとおり</p> <p>別表第6～別表第10 （省略）</p>	<p>別紙のとおり</p> <p>別表第6～別表第10 （変更なし）</p>	

変更前					変更後					備考
別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）					別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録 (イ) 使用前確認の結果 (第81条)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録 (イ) 使用前確認の結果 (第81条)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
(途中省略)					(変更なし)					
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量率 (第46条)	毎日作業中1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (第46条)	毎日作業中1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	用語の見直し
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第56条、第58条)	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第56条、第58条)	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第46条)	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第1課長 周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第1課長 周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第46条)	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第1課長 周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	管理区域にあっては放射線管理第1課長 周辺監視区域にあっては環境監視線量計測課長	5年間	用語の見直し
(以下省略)					(変更なし)					
*1: 第61条の汚染された水銀以外は、廃棄物管理施設に引き渡す。 *2: 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 *3: 検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。					*1: 第61条の汚染された水銀以外は、廃棄物管理施設に引き渡す。 *2: 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 *3: 検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。					

変更前			変更後			備考
別表第12 WDFにおける区域区分と線量率（第31条）			別表第12 WDFにおける区域区分と線量当量率（第31条）			
区域名	線量率	備考	区域名	線量当量率	備考	
グリーン区域	$\leq 20 \mu S v / h$	放射線業務従事者等が立ち入る区域で汚染の生じるおそれほとんどない区域	グリーン区域	$\leq 20 \mu S v / h$	放射線業務従事者等が立ち入る区域で汚染の生じるおそれほとんどない区域	用語の見直し
アンバー区域	$\leq 200 \mu S v / h$	放射線業務従事者等が立ち入る区域で作業により一時的に汚染のおそれがある区域	アンバー区域	$\leq 200 \mu S v / h$	放射線業務従事者等が立ち入る区域で作業により一時的に汚染のおそれがある区域	
レッド区域	$> 200 \mu S v / h$	セル、ホール等で汚染あるいは汚染のおそれがある区域	レッド区域	$> 200 \mu S v / h$	セル、ホール等で汚染あるいは汚染のおそれがある区域	
別表第13 立入制限区域の設定基準（第34条）			別表第13 立入制限区域の設定基準（第34条）			用語の見直し
立入制限区域			立入制限区域			
1. 以下の各号の一に該当する区域。ただし、通常立ち入ることなく別途管理するFMFのホットリペア室、コンタクトリペア室、第2コンタクトリペア室及び各施設のセル等を除く。 (1) 外部放射線に係る線量率が $1 m S v / h$ を超える場所 (2) 放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所 (3) 空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値を超える場所 2. 施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要あると認めた場所			1. 以下の各号の一に該当する区域。ただし、通常立ち入ることなく別途管理するFMFのホットリペア室、コンタクトリペア室、第2コンタクトリペア室及び各施設のセル等を除く。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が $1 m S v / h$ を超える場所 (2) 放射性物質によって汚染された床等の表面密度が線量告示に定める表面密度限度を超える場所 (3) 空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）が線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値を超える場所 2. 施設管理統括者が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要あると認めた場所			
別表第14 外部被ばくによる線量の測定・評価（第39条、第49条）			別表第14 外部被ばくによる線量の測定・評価（第39条、第49条）			個人線量計の区分の明確化 （指リングは基本線量計に包含） 記載の適正化
(1) 放射線業務従事者			(1) 放射線業務従事者			
対象者	個人線量計	着用及び評価の頻度	対象者	個人線量計	着用及び評価の頻度	
放射線業務従事者	ガラス線量計等	着用は、立入りのつど 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要のつど	放射線業務従事者	基本線量計	着用は、立入りの都度 評価は、3月間ごと（女子にあつては1月間ごと）及び必要の都度 等価線量評価を要する場合に着用させる基本線量計にあつては、着用及び評価の頻度は必要の都度	
(2) 一時立入者			(2) 一時立入者			個人線量計の区分の明確化 記載の適正化
対象者	個人線量計	着用及び測定の頻度	対象者	個人線量計	着用及び測定の頻度	
一時立入者	ポケット線量計	立入りのつど （ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。）	一時立入者	補助線量計	立入りの都度 （ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。）	
別表第14の2 内部被ばくによる線量の評価（第49条）			別表第14.2 内部被ばくによる線量の評価（第49条）			記載の適正化
対象者	検査項目	実施条件は頻度	対象者	検査項目	実施条件は頻度	
放射線業務従事者	体外計測	3月間ごと $2 m S v$ を超えるおそれがある場合 又は必要のつど	放射線業務従事者	体外計測	3月間ごと $2 m S v$ を超えるおそれがある場合 又は必要の都度	
	バイオアッセイ	必要のつど		バイオアッセイ	必要の都度	
別表第15 （省略）			別表第15 （変更なし）			記載の適正化 記載の適正化

変更前				変更後				備考
別表第16 管理区域内における線量率等の測定（第46条）				別表第16 管理区域内における線量当量率等の測定（第46条）				用語の見直し 用語の見直し
項目	頻度	測定方法	測定場所	項目	頻度	測定方法	測定場所	
外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアモニタ又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアモニタ又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面	
	管理区域内について週1回 注		エリアの代表点		管理区域内について週1回 注		エリアの代表点	
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界		管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	
空気中の放射性物質濃度	第1種管理区域内について週1回 注	室内ダストモニタ又はエアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	空気中の放射性物質濃度	第1種管理区域内について週1回 注	室内ダストモニタ又はエアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	
表面密度	第1種管理区域内について週1回 注	スミヤ法又はダイレクト法	エリアの代表点及び休憩場所の代表点	表面密度	第1種管理区域内について週1回 注	スミヤ法又はダイレクト法	エリアの代表点及び休憩場所の代表点	
	第2種管理区域内について月1回		管理区域の境界（出入口）		第2種管理区域内について月1回		管理区域の境界（出入口）	
	管理区域周辺について月1回				管理区域周辺について月1回			
注；使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。				注；使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。				
別表第17～別表第19 （省略）				別表第17～別表第19 （変更なし）				
別表第20 AGF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				別表第20 AGF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				用語の見直し
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	15台	管理区域内の γ 線の線量率	エリアモニタ	γ	15台	管理区域内の γ 線の線量当量率	
非常用モニタ	γ	5台	臨界事故の検出	非常用モニタ	γ	5台	臨界事故の検出	
排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各2台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各2台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
室内ダストモニタ	α 、 $\beta\gamma$	検出器4台 吸引端28ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	α 、 $\beta\gamma$	検出器4台 吸引端28ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	
ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量当量率及び表面密度	
								用語の見直し及び記載の適正化

変更前				変更後				備考	
別表第21 MMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				別表第21 MMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				用語の見直し	
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目		
エリアモニタ	γ	6台	管理区域内の γ 線の線量率	エリアモニタ	γ	6台	管理区域内の γ 線の線量当量率		
非常用モニタ	γ	3台	臨界事故の検出	非常用モニタ	γ	3台	臨界事故の検出		
排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度		
室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度		
ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度		
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量当量率及び表面密度		
別表第22 MMF-2放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				別表第22 MMF-2放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）					用語の見直し及び記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目		
エリアモニタ	γ	5台	管理区域内の γ 線の線量率、臨界事故の検出*	エリアモニタ	γ	5台	管理区域内の γ 線の線量当量率、臨界事故の検出*		
排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度		
室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器2台 吸引端12ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器2台 吸引端12ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度		
ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度		
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量当量率及び表面密度		
*：3台が臨界事故の検出機能を合わせ持つ				*：3台が臨界事故の検出機能を合わせ持つ					

変更前				変更後				備考
別表第23 FMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				別表第23 FMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				用語の見直し
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	22台	管理区域内の γ 線及び中性子線の線量率	エリアモニタ	γ	22台	管理区域内の γ 線及び中性子線の線量当量率	
	n	2台			n	2台		
非常用モニタ	γ	2台	臨界事故の検出	非常用モニタ	γ	2台	臨界事故の検出	
	n	2台			n	2台		
排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
室内ダストモニタ	α 、 $\beta\gamma$	検出器6台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	α 、 $\beta\gamma$	検出器6台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	
ハンドフットモニタ 又はゲートモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ 又はゲートモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ 、n	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ 、n	1式	線量当量率及び表面密度	
別表第24 WDF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				別表第24 WDF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				用語の見直し及び記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	12台	管理区域内の γ 線の線量率	エリアモニタ	γ	12台	管理区域内の γ 線の線量当量率	
排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ ($\beta\gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ)	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器4台 吸引端18ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器4台 吸引端18ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	
ハンドフットモニタ又はゲートモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ又はゲートモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量当量率及び表面密度	

変更前	変更後	備考																																												
<p>別表第25 J W T F 放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th> <th>測定線種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>5台</td> <td>管理区域のγ線の線量率</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>1台</td> <td>排気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>ゲートモニタ</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>1台</td> <td>管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>α、$\beta \gamma$、γ</td> <td>1式</td> <td>線量率並びに表面密度</td> </tr> </tbody> </table>	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	5台	管理区域の γ 線の線量率	排気モニタ	$\beta \gamma$	1台	排気中の放射性じんあいの濃度	ゲートモニタ	$\beta \gamma$	1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	<p>別表第25 J W T F 放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th> <th>測定線種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>5台</td> <td>管理区域のγ線の線量当量率</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>1台</td> <td>排気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>ゲートモニタ</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>1台</td> <td>管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>α、$\beta \gamma$、γ</td> <td>1式</td> <td>線量当量率及び表面密度</td> </tr> </tbody> </table>	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	5台	管理区域の γ 線の線量当量率	排気モニタ	$\beta \gamma$	1台	排気中の放射性じんあいの濃度	ゲートモニタ	$\beta \gamma$	1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ	1式	線量当量率及び表面密度	用語の見直し				
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																																											
エリアモニタ	γ	5台	管理区域の γ 線の線量率																																											
排気モニタ	$\beta \gamma$	1台	排気中の放射性じんあいの濃度																																											
ゲートモニタ	$\beta \gamma$	1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度																																											
サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度																																											
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																																											
エリアモニタ	γ	5台	管理区域の γ 線の線量当量率																																											
排気モニタ	$\beta \gamma$	1台	排気中の放射性じんあいの濃度																																											
ゲートモニタ	$\beta \gamma$	1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度																																											
サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ	1式	線量当量率及び表面密度																																											
<p>別表第26 I R A F 放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th> <th>測定線種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>2台</td> <td rowspan="2">管理区域のγ線及び中性子線の線量率</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ {$\beta \gamma$ダストモニタ αダストモニタ}</td> <td>α、$\beta \gamma$</td> <td>各1台</td> <td>排気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td> <td>α、$\beta \gamma$</td> <td>各1台</td> <td>管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>α、$\beta \gamma$、γ、n</td> <td>1式</td> <td>線量率並びに表面密度</td> </tr> </tbody> </table>	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	2台	管理区域の γ 線及び中性子線の線量率	n	1台	排気モニタ { $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ}	α 、 $\beta \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあいの濃度	ハンドフットモニタ	α 、 $\beta \gamma$	各1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ 、n	1式	線量率並びに表面密度	<p>別表第26 I R A F 放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th> <th>測定線種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>2台</td> <td rowspan="2">管理区域のγ線及び中性子線の線量当量率</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ {$\beta \gamma$ダストモニタ αダストモニタ}</td> <td>α、$\beta \gamma$</td> <td>各1台</td> <td>排気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td> <td>α、$\beta \gamma$</td> <td>各1台</td> <td>管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>α、$\beta \gamma$、γ、n</td> <td>1式</td> <td>線量当量率及び表面密度</td> </tr> </tbody> </table>	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	2台	管理区域の γ 線及び中性子線の線量当量率	n	1台	排気モニタ { $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ}	α 、 $\beta \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあいの濃度	ハンドフットモニタ	α 、 $\beta \gamma$	各1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ 、n	1式	線量当量率及び表面密度	用語の見直し
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																																											
エリアモニタ	γ	2台	管理区域の γ 線及び中性子線の線量率																																											
	n	1台																																												
排気モニタ { $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ}	α 、 $\beta \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあいの濃度																																											
ハンドフットモニタ	α 、 $\beta \gamma$	各1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度																																											
サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ 、n	1式	線量率並びに表面密度																																											
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																																											
エリアモニタ	γ	2台	管理区域の γ 線及び中性子線の線量当量率																																											
	n	1台																																												
排気モニタ { $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ}	α 、 $\beta \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあいの濃度																																											
ハンドフットモニタ	α 、 $\beta \gamma$	各1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度																																											
サーベイメータ	α 、 $\beta \gamma$ 、 γ 、n	1式	線量当量率及び表面密度																																											
別表第27 （省略）	別表第27 （変更なし）																																													
<p>別表第28 周辺監視区域内運搬に係る線量率（第51条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>線量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬物の表面</td> <td>2 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>運搬物の表面から1 m</td> <td>1 0 0 μ S v / h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面</td> <td>2 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面から1 m</td> <td>1 0 0 μ S v / h</td> </tr> <tr> <td>コンテナの表面</td> <td>2 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>コンテナの表面から1 m</td> <td>1 0 0 μ S v / h</td> </tr> </tbody> </table>	位置	線量率	運搬物の表面	2 m S v / h	運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	車両の表面	2 m S v / h	車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	コンテナの表面	2 m S v / h	コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	<p>別表第28 周辺監視区域内運搬に係る線量当量率（第51条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>線量当量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬物の表面</td> <td>2 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>運搬物の表面から1 m</td> <td>1 0 0 μ S v / h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面</td> <td>2 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>車両の表面から1 m</td> <td>1 0 0 μ S v / h</td> </tr> <tr> <td>コンテナの表面</td> <td>2 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>コンテナの表面から1 m</td> <td>1 0 0 μ S v / h</td> </tr> </tbody> </table>	位置	線量当量率	運搬物の表面	2 m S v / h	運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	車両の表面	2 m S v / h	車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	コンテナの表面	2 m S v / h	コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	用語の見直し 用語の見直し																
位置	線量率																																													
運搬物の表面	2 m S v / h																																													
運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																													
車両の表面	2 m S v / h																																													
車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																													
コンテナの表面	2 m S v / h																																													
コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																													
位置	線量当量率																																													
運搬物の表面	2 m S v / h																																													
運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																													
車両の表面	2 m S v / h																																													
車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																													
コンテナの表面	2 m S v / h																																													
コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																													

変更前				変更後				備考
別表第29 周辺監視区域外運搬に係る線量率（第52条）				別表第29 周辺監視区域外運搬に係る線量当量率（第52条）				用語の見直し 用語の見直し
測定対象		線量率		測定対象		線量当量率		
核燃料輸送物	L型輸送物	表面	5 μ S v / h	核燃料輸送物	L型輸送物	表面	5 μ S v / h	
	A型、BM型、B型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面	2 m S v / h		A型、BM型、B型、IP-1型、IP-2型及びIP-3型輸送物	表面	2 m S v / h	
		表面から1m	100 μ S v / h			表面から1m	100 μ S v / h	
輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック		表面	2 m S v / h	輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパック			表面	
		表面から1m	100 μ S v / h			表面から1m	100 μ S v / h	
コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物		表面	2 m S v / h	コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物		表面	2 m S v / h	
		表面から1m	100 μ S v / h			表面から1m	100 μ S v / h	
車両		運搬に従事する者が通常乗車する場所	20 μ S v / h	車両		運搬に従事する者が通常乗車する場所	20 μ S v / h	
		車両の表面	2 m S v / h			車両の表面	2 m S v / h	
		表面から1m	100 μ S v / h			表面から1m	100 μ S v / h	
別表第30 固体廃棄物の分類（第53条、第63条）				別表第30 固体廃棄物の分類（第53条、第63条）				用語の見直し
分類	基準		廃棄物の性状	分類	基準		廃棄物の性状	
	線量率	α 放射性物質含有量			線量当量率	α 放射性物質含有量		
β ・ γ 廃棄物A	固体廃棄物	容器表面で 2 m S v / h 未満	容器（20ℓ基準）	可燃性 不燃性 フィルタ類 特殊廃棄物	β ・ γ 廃棄物A	容器表面で 2 m S v / h 未満	容器（20ℓ基準）	
			当たり 3.7×10^4 Bq 未満				当たり 3.7×10^4 Bq 未満	
			一般廃棄物				一般廃棄物	
			特殊廃棄物				特殊廃棄物	
固体廃棄物B	固体廃棄物	容器表面で 2 m S v / h 以上	容器（20ℓ基準）	特殊廃棄物	固体廃棄物B	容器表面で 2 m S v / h 以上	容器（20ℓ基準）	
			当たり 3.7×10^4 Bq 未満				当たり 3.7×10^4 Bq 未満	

変更前					変更後					備考
α	固体廃棄物 A	容器表面で 500 μSv/h 未満	容器（20ℓ基準） 当たり 3.7 × 10 ⁴ Bq 以 上 3.7 × 10 ⁷ Bq 未満	可燃性 不燃性 フィルタ類 特殊廃棄物	α	固体廃棄物 A	容器表面で 500 μSv/h 未満	容器（20ℓ基準） 当たり 3.7 × 10 ⁴ Bq 以 上 3.7 × 10 ⁷ Bq 未満	可燃性 不燃性 フィルタ類 特殊廃棄物	
		容器表面で 500 μSv/h 以上	容器当たり 3.7 × 10 ⁷ B q 以上 ただし Pu として 1g 未満、 核分裂性物質として 4g 未満	一般廃棄物 フィルタ類			容器表面で 500 μSv/h 以上	容器当たり 3.7 × 10 ⁷ B q 以上 ただし Pu として 1g 未満、 核分裂性物質として 4g 未満	一般廃棄物 フィルタ類	
別表第 3 1～別表第 3 7 （省略）					別表第 3 1～別表第 3 7 （変更なし）					
別表第 3 8 放射線モニタの警報設定値（第 7 0 条）					別表第 3 8 放射線モニタの警報設定値（第 7 0 条）					
放射線モニタ	区分	警報設定値			放射線モニタ	区分	警報設定値			用語の見直し
エリアモニタ	人が一時的に立ち入る区域 で、 <u>線量率</u> が 200 μSv /h 以下の区域	100 μSv/h			エリアモニタ	人が一時的に立ち入る区域 で、 <u>線量当量率</u> が 200 μ Sv/h 以下の区域	100 μSv/h			
	人が常時立ち入る区域で、 <u>線量率</u> が 20 μSv/h 以 下の区域	10 μSv/h				人が常時立ち入る区域で、 <u>線量当量率</u> が 20 μSv/h 以下の区域	10 μSv/h			用語の見直し
非常用モニタ	γ線用	1 mSv/h			非常用モニタ	γ線用	1 mSv/h			
	中性子線用	10 Sv/h				中性子線用	10 Sv/h			
排気モニタ	βγダストモニタ	5.6 × 10 ⁻⁶ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹			排気モニタ	βγダストモニタ	5.6 × 10 ⁻⁶ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹			
	αダストモニタ	2.1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹				αダストモニタ	2.1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹			
	ヨウ素モニタ	3.5 × 10 ⁻⁵ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）				ヨウ素モニタ	3.5 × 10 ⁻⁵ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）			
	ガスモニタ	1.0 × 10 ⁻¹ Bq/cm ³ * ²				ガスモニタ	1.0 × 10 ⁻¹ Bq/cm ³ * ²			
室内ダストモニタ	βγダストモニタ	2.1 × 10 ⁻⁴ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹			室内ダストモニタ	βγダストモニタ	2.1 × 10 ⁻⁴ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹			
	αダストモニタ	4.9 × 10 ⁻⁷ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹				αダストモニタ	4.9 × 10 ⁻⁷ Bq/cm ³ （1日間平均濃度）* ¹			

変更前	変更後	備考																																																																																																										
<p>*1：βγダストは⁹⁰Sr、αダストは²³⁹Pu相当 *2：パンクチャ試験等計画的な放射性ガスの放出時に限り 3.7Bq/cm³まで設定できるものとする。</p> <p>別表第39 年間予定使用量（第72条） (1) AGF</p> <table border="1" data-bbox="142 457 1255 993"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 天然ウラン及びその化合物</td> <td>45kg-U</td> <td>45kg-U</td> </tr> <tr> <td>(2) 劣化ウラン及びその化合物</td> <td>10kg-U</td> <td>10kg-U</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上</td> <td>60kg-U</td> <td>60kg-U</td> </tr> <tr> <td>10kg-U</td> <td>10kg-U</td> </tr> <tr> <td>(4) プルトニウム及びその化合物</td> <td>5kg-Pu</td> <td>5kg-Pu</td> </tr> <tr> <td>(5) ウラン-233及びその化合物</td> <td>10kg-U</td> <td>10kg-U</td> </tr> <tr> <td>(6) トリウム及びその化合物</td> <td>5kg-Th</td> <td>5kg-Th</td> </tr> <tr> <td>(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</td> <td>75kg-U・Pu</td> <td>75kg-U・Pu</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：(7)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。</p> <p>(2) MMF ～ (3) MMF-2 （省略）</p> <p>(4) FMF</p> <table border="1" data-bbox="142 1402 1255 1875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 天然ウラン及びその化合物</td> <td>1kg-U</td> <td><u>6</u>kg-U^{*6}</td> </tr> <tr> <td>(2) 劣化ウラン及びその化合物</td> <td>500kg-U^{*1}</td> <td>500kg-U^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上</td> <td>60kg-U^{*2}</td> <td>60kg-U^{*2}</td> </tr> <tr> <td>17kg-U^{*3}</td> <td>17kg-U^{*3}</td> </tr> <tr> <td>(4) プルトニウム及びその化合物</td> <td>86kg-Pu^{*4}</td> <td>86kg-Pu^{*4}</td> </tr> <tr> <td>(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質^{*5}</td> <td>163kg-Pu・U</td> <td>163kg-Pu・U</td> </tr> <tr> <td>(6) トリウム及びその化合物</td> <td>0.05kg-Th</td> <td>0.05kg-Th</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：「もんじゅ」内側炉心燃料集合体6体及び「もんじゅ」ブランケット燃料集合体3体並びに「常陽」MK-II炉心燃料集合体10体に相当する。</p>	核燃料物質の種類	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	(1) 天然ウラン及びその化合物	45kg-U	45kg-U	(2) 劣化ウラン及びその化合物	10kg-U	10kg-U	(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U	60kg-U	10kg-U	10kg-U	(4) プルトニウム及びその化合物	5kg-Pu	5kg-Pu	(5) ウラン-233及びその化合物	10kg-U	10kg-U	(6) トリウム及びその化合物	5kg-Th	5kg-Th	(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*	75kg-U・Pu	75kg-U・Pu	核燃料物質の種類	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	(1) 天然ウラン及びその化合物	1kg-U	<u>6</u> kg-U ^{*6}	(2) 劣化ウラン及びその化合物	500kg-U ^{*1}	500kg-U ^{*1}	(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U ^{*2}	60kg-U ^{*2}	17kg-U ^{*3}	17kg-U ^{*3}	(4) プルトニウム及びその化合物	86kg-Pu ^{*4}	86kg-Pu ^{*4}	(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質 ^{*5}	163kg-Pu・U	163kg-Pu・U	(6) トリウム及びその化合物	0.05kg-Th	0.05kg-Th	<p>*1：βγダストは⁹⁰Sr、αダストは²³⁹Pu相当 *2：パンクチャ試験等計画的な放射性ガスの放出時に限り 3.7Bq/cm³まで設定できるものとする。</p> <p>別表第39 年間予定使用量（第72条） (1) AGF</p> <table border="1" data-bbox="1338 457 2472 993"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{*2}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 天然ウラン及びその化合物</td> <td>45kg-U</td> <td>45kg-U</td> </tr> <tr> <td>(2) 劣化ウラン及びその化合物</td> <td>10kg-U</td> <td>10kg-U</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上</td> <td>60kg-U</td> <td>60kg-U</td> </tr> <tr> <td>10kg-U</td> <td>10kg-U</td> </tr> <tr> <td>(4) プルトニウム及びその化合物</td> <td>5kg-Pu</td> <td>5kg-Pu</td> </tr> <tr> <td>(5) ウラン-233及びその化合物</td> <td>10kg-U</td> <td>10kg-U</td> </tr> <tr> <td>(6) トリウム及びその化合物</td> <td>5kg-Th</td> <td>5kg-Th</td> </tr> <tr> <td>(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質^{*1}</td> <td>75kg-U・Pu</td> <td>75kg-U・Pu</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：(7)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。 *2：1F燃料デブリに関する年間予定使用量を含む。1F燃料デブリに関する年間予定使用量の詳細については別表第39.1(1)参照。 <u>なお、1F燃料デブリに関する年間予定使用量については、別表第39.1(1)で示した年間予定使用量の範囲内において取り扱うこととする。</u></p> <p>(2) MMF ～ (3) MMF-2 （変更なし）</p> <p>(4) FMF</p> <table border="1" data-bbox="1338 1402 2472 1875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{*6}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 天然ウラン及びその化合物</td> <td>1kg-U</td> <td><u>1</u>kg-U</td> </tr> <tr> <td>(2) 劣化ウラン及びその化合物</td> <td>500kg-U^{*1}</td> <td>500kg-U^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上</td> <td>60kg-U^{*2}</td> <td>60kg-U^{*2}</td> </tr> <tr> <td>17kg-U^{*3}</td> <td>17kg-U^{*3}</td> </tr> <tr> <td>(4) プルトニウム及びその化合物</td> <td>86kg-Pu^{*4}</td> <td>86kg-Pu^{*4}</td> </tr> <tr> <td>(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質^{*5}</td> <td>163kg-Pu・U</td> <td>163kg-Pu・U</td> </tr> <tr> <td>(6) トリウム及びその化合物</td> <td>0.05kg-Th</td> <td>0.05kg-Th</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：「もんじゅ」内側炉心燃料集合体6体及び「もんじゅ」ブランケット燃料集合体3体並びに「常陽」MK-II炉心燃料集合体10体に相当する。</p>	核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*2}		最大存在量	延べ取扱量	(1) 天然ウラン及びその化合物	45kg-U	45kg-U	(2) 劣化ウラン及びその化合物	10kg-U	10kg-U	(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U	60kg-U	10kg-U	10kg-U	(4) プルトニウム及びその化合物	5kg-Pu	5kg-Pu	(5) ウラン-233及びその化合物	10kg-U	10kg-U	(6) トリウム及びその化合物	5kg-Th	5kg-Th	(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質 ^{*1}	75kg-U・Pu	75kg-U・Pu	核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*6}		最大存在量	延べ取扱量	(1) 天然ウラン及びその化合物	1kg-U	<u>1</u> kg-U	(2) 劣化ウラン及びその化合物	500kg-U ^{*1}	500kg-U ^{*1}	(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U ^{*2}	60kg-U ^{*2}	17kg-U ^{*3}	17kg-U ^{*3}	(4) プルトニウム及びその化合物	86kg-Pu ^{*4}	86kg-Pu ^{*4}	(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質 ^{*5}	163kg-Pu・U	163kg-Pu・U	(6) トリウム及びその化合物	0.05kg-Th	0.05kg-Th	<p>1F燃料デブリの取扱いによる注釈の追加</p> <p>燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う延べ取扱量の変更</p>
核燃料物質の種類		年間予定使用量																																																																																																										
	最大存在量	延べ取扱量																																																																																																										
(1) 天然ウラン及びその化合物	45kg-U	45kg-U																																																																																																										
(2) 劣化ウラン及びその化合物	10kg-U	10kg-U																																																																																																										
(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U	60kg-U																																																																																																										
	10kg-U	10kg-U																																																																																																										
(4) プルトニウム及びその化合物	5kg-Pu	5kg-Pu																																																																																																										
(5) ウラン-233及びその化合物	10kg-U	10kg-U																																																																																																										
(6) トリウム及びその化合物	5kg-Th	5kg-Th																																																																																																										
(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*	75kg-U・Pu	75kg-U・Pu																																																																																																										
核燃料物質の種類	年間予定使用量																																																																																																											
	最大存在量	延べ取扱量																																																																																																										
(1) 天然ウラン及びその化合物	1kg-U	<u>6</u> kg-U ^{*6}																																																																																																										
(2) 劣化ウラン及びその化合物	500kg-U ^{*1}	500kg-U ^{*1}																																																																																																										
(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U ^{*2}	60kg-U ^{*2}																																																																																																										
	17kg-U ^{*3}	17kg-U ^{*3}																																																																																																										
(4) プルトニウム及びその化合物	86kg-Pu ^{*4}	86kg-Pu ^{*4}																																																																																																										
(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質 ^{*5}	163kg-Pu・U	163kg-Pu・U																																																																																																										
(6) トリウム及びその化合物	0.05kg-Th	0.05kg-Th																																																																																																										
核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*2}																																																																																																											
	最大存在量	延べ取扱量																																																																																																										
(1) 天然ウラン及びその化合物	45kg-U	45kg-U																																																																																																										
(2) 劣化ウラン及びその化合物	10kg-U	10kg-U																																																																																																										
(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U	60kg-U																																																																																																										
	10kg-U	10kg-U																																																																																																										
(4) プルトニウム及びその化合物	5kg-Pu	5kg-Pu																																																																																																										
(5) ウラン-233及びその化合物	10kg-U	10kg-U																																																																																																										
(6) トリウム及びその化合物	5kg-Th	5kg-Th																																																																																																										
(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質 ^{*1}	75kg-U・Pu	75kg-U・Pu																																																																																																										
核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*6}																																																																																																											
	最大存在量	延べ取扱量																																																																																																										
(1) 天然ウラン及びその化合物	1kg-U	<u>1</u> kg-U																																																																																																										
(2) 劣化ウラン及びその化合物	500kg-U ^{*1}	500kg-U ^{*1}																																																																																																										
(3) 濃縮ウラン及びその化合物 濃縮度 20%未満 濃縮度 20%以上	60kg-U ^{*2}	60kg-U ^{*2}																																																																																																										
	17kg-U ^{*3}	17kg-U ^{*3}																																																																																																										
(4) プルトニウム及びその化合物	86kg-Pu ^{*4}	86kg-Pu ^{*4}																																																																																																										
(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質 ^{*5}	163kg-Pu・U	163kg-Pu・U																																																																																																										
(6) トリウム及びその化合物	0.05kg-Th	0.05kg-Th																																																																																																										

変更前	変更後	備考																																		
<p>* 2 : 「常陽」MK-Ⅲ内側炉心燃料集合体 8 体に相当する。 * 3 : 「常陽」増殖炉心燃料集合体 2 体に相当する。 * 4 : 「常陽」MK-Ⅱ炉心燃料集合体 10 体及び「もんじゅ」外側炉心燃料集合体 6 体に相当する。 * 5 : (5) は (3) 及び (4) の内枠の合算値である。 * 6 : <u>燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検作業分 (5 kg) を含む。</u></p> <p>(5) IRAF (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>* 2 : 「常陽」MK-Ⅲ内側炉心燃料集合体 8 体に相当する。 * 3 : 「常陽」増殖炉心燃料集合体 2 体に相当する。 * 4 : 「常陽」MK-Ⅱ炉心燃料集合体 10 体及び「もんじゅ」外側炉心燃料集合体 6 体に相当する。 * 5 : (5) は (3) 及び (4) の内枠の合算値である。 * 6 : <u>1 F 燃料デブリに関する年間予定使用量を含む。1 F 燃料デブリに関する年間予定使用量の詳細については別表第 39. 1 (2) 参照。</u> <u>なお、1 F 燃料デブリに関する年間予定使用量については、別表第 39. 1 (2) で示した年間予定使用量の範囲内において取り扱うこととする。</u></p> <p>(5) IRAF (変更なし)</p> <p><u>別表第 39. 1 年間予定使用量 (第 72 条)</u></p> <p>(1) AGF</p> <table border="1" data-bbox="1338 722 2398 1241"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量*1</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 F 燃料デブリ</u></td> <td><u>10 g</u></td> <td><u>10 g</u></td> </tr> <tr> <td><u>ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても10gを 超えないこととする。</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>天然ウラン及びその化合物</u></td> <td><u>10 g</u></td> <td><u>10 g</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>劣化ウラン及びその化合物</u></td> <td><u>10 g</u></td> <td><u>10 g</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度20%未満)</u></td> <td><u>10 g</u></td> <td><u>10 g</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>プルトニウム及びその化合物</u></td> <td><u>10 g</u></td> <td><u>10 g</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : <u>1 F 燃料デブリの年間予定使用量については、燃料成分 (U、Pu) のみの重量として 10 g を取り扱う。実際の 1 F 燃料デブリは、燃料成分に加えて金属等の不純物が含まれた混合物であるため、施設の受け入れ時には、受け入れ試料全体の重量 (1 F で測定した重量) を燃料成分として取り扱うことで、正味の燃料成分よりも多く核燃料物質を見積もることにより、保守側の管理とする。また、1 F 燃料デブリを搬入する際は、天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン (濃縮度 20% 未満)、プルトニウムについて 1 F 燃料デブリの重量 (受入量) がそれぞれ (1) から (4) の年間予定使用量を超えないことを確認する。さらに、1 F 燃料デブリの受入量は別表第 39 (1) AGF の範囲で行い、これを超える核燃料物質の受け入れは行わない。</u></p> <p>(2) FMF</p> <table border="1" data-bbox="1338 1654 2398 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量*1</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 F 燃料デブリ</u></td> <td><u>90 g</u></td> <td><u>90 g</u></td> </tr> <tr> <td><u>ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても90gを超え ないこととする。</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	年間予定使用量*1		最大存在量	延べ取扱量	<u>1 F 燃料デブリ</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>	<u>ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても10gを 超えないこととする。</u>			(1) <u>天然ウラン及びその化合物</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>	(2) <u>劣化ウラン及びその化合物</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>	(3) <u>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度20%未満)</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>	(4) <u>プルトニウム及びその化合物</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>	核燃料物質の種類	年間予定使用量*1		最大存在量	延べ取扱量	<u>1 F 燃料デブリ</u>	<u>90 g</u>	<u>90 g</u>	<u>ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても90gを超え ないこととする。</u>			<p>燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う記載を削除し 1 F 燃料デブリの取扱いによる注釈に変更</p> <p>1 F 燃料デブリの取扱いによる年間予定使用量の追加 (以下、同じ。)</p>
核燃料物質の種類	年間予定使用量*1																																			
	最大存在量	延べ取扱量																																		
<u>1 F 燃料デブリ</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>																																		
<u>ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても10gを 超えないこととする。</u>																																				
(1) <u>天然ウラン及びその化合物</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>																																		
(2) <u>劣化ウラン及びその化合物</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>																																		
(3) <u>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度20%未満)</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>																																		
(4) <u>プルトニウム及びその化合物</u>	<u>10 g</u>	<u>10 g</u>																																		
核燃料物質の種類	年間予定使用量*1																																			
	最大存在量	延べ取扱量																																		
<u>1 F 燃料デブリ</u>	<u>90 g</u>	<u>90 g</u>																																		
<u>ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても90gを超え ないこととする。</u>																																				

変更前		変更後		備考
除染セル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	除染セル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
クリーンセル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	クリーンセル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
ラジオグラフィセル	3,220 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 35,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	ラジオグラフィセル	3,220 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 35,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	*1

変更前		変更後		備考
	1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 31,320 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 259,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム		1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 31,320 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 259,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
CT検査室	8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	*1	CT検査室 8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	*1
*1：乾燥系に限る。 *2：形状管理による条件。 *3： <u>燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検を行う。</u> 注；AGF及びMMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。		*1：乾燥系に限る。 *2：形状管理による条件。 注；AGF及びMMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。		燃研棟貯蔵容器開封点検作業終了に伴う注釈の削除
(5) IRAF (省略)		(5) IRAF (変更なし)		
別表第4-1 巡視 (第65条、第77条)		別表第4-1 巡視 (第65条、第77条)		
設備区分	巡視項目	設備区分	巡視項目	
セル等*1 フード*1	イ 差圧(フードにあつては吸引状態) ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ*2の指示温度	セル等*1 フード*1	イ 差圧(フードにあつては吸引状態) ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ*2の指示温度	用語の見直し
廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4	外観点検	廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4	外観点検	
電源設備	イ 電流 ロ 電圧	電源設備	イ 電流 ロ 電圧	
無停電電源設備*5	電圧	無停電電源設備*5	電圧	
換気設備*6	フィルタ差圧	換気設備*6	フィルタ差圧	
*1：AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF及びJWTF設備 *2：AGF設備及びWDF設備 *3：JWTF設備		*1：AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF及びJWTF設備 *2：AGF設備及びWDF設備 *3：JWTF設備		

変更前										備考
別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第9条）										
品質マネジメント計画書 QS-P12 （一次文書）	本部 （二次文書）	大洗研究所 （二次文書）	原子力施設検査室 （二次文書）	保安管理部 （二次文書）	放射線管理部 （二次文書）	管理部 （二次文書）	高速実験炉部 （二次文書）	燃料材料開発部 （二次文書）	環境保全部 （二次文書）	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則（大検-QAM-01）	・総則（保安-QAM-01） ・重要度分類要領（保安-QAM-02）	・総則（放管部-QAM-01） ・重要度分類要領（放管部-QAM-02）	・総則（管理-QAM-01） ・重要度分類管理要領（管理-QAM-02）	・総則（JOYO-QAM-01） ・重要度分類（JOYO-QAM-02）	・総則（燃材-QAM-施-01） ・重要度分類要領（燃材-QAM-施-02） ・法令等の要求事項の特定要領（燃材-QAM-施-03）	・総則（環境-QAM-01） ・重要度分類要領（環境-QAM-02）	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領（QS-A01）	・大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）	—	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領（QS-A09）	・安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守活動規則	—	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領（QS-A11）	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について（QS-A04）	・使用施設等安全審査委員会規則 ・品質保証推進委員会規則	—	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領（QS-P02）	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領（QS-A07）	・大洗研究所教育・訓練管理要領（大洗 QAM-07）	—	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領（QS-A12）	・事故対策規則 ・大洗研究所（南地区）放射線安全取扱要領 ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則 ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 ・PI 設定評価要領	・業務の管理要領（大検-QAM-08）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（管理-QAM-08）	・業務の管理要領（JOYO-QAM-09）	・運転、保守等の管理要領（燃材-QAM-施-09）	・業務の管理要領（環境-QAM-09）	
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・フリーアクセス対応要領	—	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	・設計・開発管理要領（保安-QAM-05）	・設計・開発管理要領（放管部-QAM-05）	・設計・開発管理要領（管理-QAM-05）	・設計・開発管理要領（JOYO-QAM-05）	・設計・開発の管理要領（燃材-QAM-施-05）	・設計・開発管理要領（環境-QAM-05）	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領（QS-G01）	・大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）	—	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領（大検-QAM-08）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（管理-QAM-08）	・業務の管理要領（JOYO-QAM-09）	・製作及び据付けの管理要領（燃材-QAM-施-07） ・運転、保守等の管理要領（燃材-QAM-施-09）	・業務の管理要領（環境-QAM-09）	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領（放管部-QAM-06）	・監視機器及び測定機器の管理要領（管理-QAM-06）	・監視機器及び測定機器の管理要領（JOYO-QAM-07）	・監視機器及び測定機器の管理要領（燃材-QAM-施-06）	・監視機器及び測定機器の管理要領（環境-QAM-07）	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領（QS-P03）	—	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 ・溶接検査要領	—	・検査及び試験の管理要領（保安-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（放管部-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（管理-QAM-07）	・検査及び試験の管理要領（JOYO-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（燃材-QAM-施-08）	・検査及び試験の管理要領（環境-QAM-08）	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領（QS-A03）	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	—	—	—	—	—	—	—	

変更後										備考
別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第9条）										文書名の適正化及び文書番号の追加（以下同じ。）
品質マネジメント計画 QS-P12 （一次文書）	本部 （二次文書）	大洗研究所 （二次文書）	原子力施設検査室 （二次文書）	保安管理部 （二次文書）	放射線管理部 （二次文書）	管理部 （二次文書）	高速実験炉部 （二次文書）	燃料材料開発部 （二次文書）	環境保全部 （二次文書）	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則（大検-QAM-01）	・総則（保安-QAM-01） ・重要度分類要領（保安-QAM-02）	・総則（放管部-QAM-01） ・重要度分類要領（放管部-QAM-02）	・総則（管理-QAM-01） ・重要度分類管理要領（管理-QAM-02）	・総則（JOYO-QAM-01） ・重要度分類（JOYO-QAM-02）	・総則（燃材-QAM-施-01） ・重要度分類要領（燃材-QAM-施-02） ・法令等の要求事項の特定要領（燃材-QAM-施-03）	・総則（環境-QAM-01） ・重要度分類要領（環境-QAM-02）	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領（QS-A01）	・大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）	—	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領（QS-A09）	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動規則（大洗 QAM-23）	—	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領（QS-A11）	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について（QS-A04）	・使用施設等安全審査委員会規則（大洗 QAM-13） ・品質保証推進委員会規則（大洗 QAM-11）	—	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領（QS-P02）	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領（QS-A07）	・大洗研究所教育・訓練管理要領（大洗 QAM-07）	—	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領（QS-A12）	・事故対策規則（大洗 QAM-21） ・大洗研究所（南地区）放射線安全取扱要領（大洗 QAM-63） ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則（大洗 QAM-22） ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領（大洗 QAM-81） ・大洗研究所 P I 設定評価要領（大洗 QAM-24）	・業務の管理要領（大検-QAM-08）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（管理-QAM-08）	・業務の管理要領（JOYO-QAM-09）	・運転、保守等の管理要領（燃材-QAM-施-09）	・業務の管理要領（環境-QAM-09）	
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大洗研究所フリーアクセス対応要領（大洗 QAM-25）	—	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	・設計・開発管理要領（保安 QAM-05）	・設計・開発管理要領（放管部 QAM-05）	・設計・開発管理要領（管理-QAM-05）	・設計・開発管理要領（JOYO-QAM-05）	・設計・開発の管理要領（燃材-QAM-施-05）	・設計・開発管理要領（環境-QAM-05）	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領（QS-G01）	・大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）	—	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領（大検-QAM-08）	・運転及び保守の管理要領（保安-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（放管部-QAM-09）	・運転及び保守の管理要領（管理-QAM-08）	・業務の管理要領（JOYO-QAM-09）	・製作及び据付けの管理要領（燃材-QAM-施-07） ・運転、保守等の管理要領（燃材-QAM-施-09）	・業務の管理要領（環境-QAM-09）	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領（放管部-QAM-06）	・監視機器及び測定機器の管理要領（管理-QAM-06）	・監視機器及び測定機器の管理要領（JOYO-QAM-07）	・監視機器及び測定機器の管理要領（燃材-QAM-施-06）	・監視機器及び測定機器の管理要領（環境-QAM-07）	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領（QS-P03）	—	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設 独立検査組織運営規則（大洗 QAM-41） ・大洗研究所溶接検査要領（大洗 QAM-42）	—	・検査及び試験の管理要領（保安-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（放管部-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（管理-QAM-07）	・検査及び試験の管理要領（JOYO-QAM-08）	・検査及び試験の管理要領（燃材-QAM-施-08）	・検査及び試験の管理要領（環境-QAM-08）	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領（QS-A03）	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	—	—	—	—	—	—	—	